

## 「常時使用する従業員」について

労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいいます。具体的には参考をご参照ください。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されます。

(参考) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)

(解雇の予告)

第 20 条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第 2 項の規定は、第 1 項但書の場合にこれを準用する。

第 21 条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

但し、第 1 号に該当する者が 1 箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第 2 号若しくは第 3 号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第 4 号に該当する者が 14 日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2 箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者